

【Ⅲ法規】 表7 「内装」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(令和2年1月1日)：頁数は、「令和2年版 建築関係法令集 法令編 (発行俣総合資格)」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度⇒ 問題番号⇒	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計 問	率 %	出題問題の傾向分析	
				7	7	無	8	7	8	8	無	無	無	無	無	7	無	無	8	無	無	8	無				7
② 令123条	208	(特別)避難階段の構造	4																						1	2.2	避難階段の仕上げ及び下地は、不燃材料とする。
① 令128条の4	216	制限を受けない特殊建築物	1,2,3,5	1,3,5		1~5	1,2,3,4	1,2,3,5	2,4,5													1	1	25	54.3	一定規模以上の特殊建築物は内装制限を受ける(法128条の4の表に該当し、別表1(イ)欄の(1)(2)(4)のもの)。地階、自動車庫の内装は、準不燃材料とする。調理室、ボイラー室の内装は、準不燃材料とする(最上階の住居及び主要構造部を耐火構造としたものを除く)。3階以上で500㎡超、2階で1000㎡超、1階で3000㎡超の居室の内装は、難燃材料とする(廊下は準不燃材料)。	
令128条の5	217	特殊建築物等の内装		2,4		5	4	1,3							1~4					1~4	2,3,4	2,3,4			20	43.5	スプリンクラー設備等と排煙設備を設けた場合は、内装制限を受けない(両方必要)。自動車庫の内装、廊下の壁、天井の仕上げは、準不燃材料とする。居室の壁の床1.2m以下は、内装制限を受けない(廊下は対象外)。居室の壁、天井の仕上げは、難燃材料とする。調理室、無窓居室の内装は、準不燃材料とする。非常用EVの仕上げは、不燃材料とする。地階の内装、3階以上の居室は、準不燃材料とする。3階以上で500㎡超、2階で1000㎡超、1階で3000㎡超の居室の内装は、難燃材料とする(廊下は準不燃材料)。
合計																									46	100.0	

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左**①、②、③**は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。